

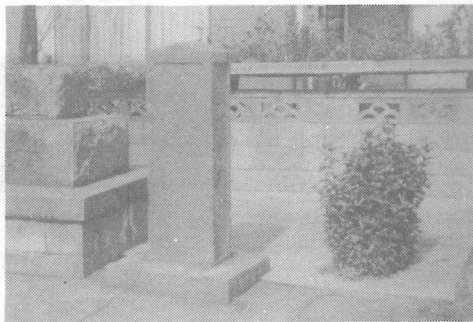
横芝の碑 (その六十一)

昔の道路図面を教える

—古川、両国境にあった道標—

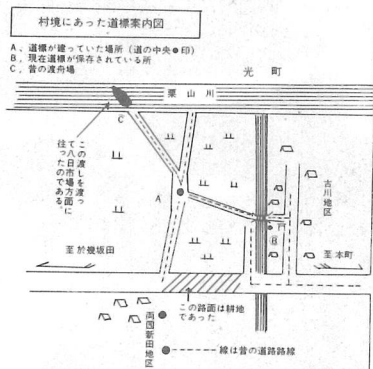
古川、地蔵さん、こと鈴木昇さんが、路傍に見捨てられている石仏や墓碑等を自分の所有地に集めて祭り、その供養を続けておられることは、このシリーズその十九でご紹介しましたが、その時何となく「お伊勢詣りの人々が建てたらしい」とおしらせした道標が、実は古川、両国新田を継いで成田、銚子方面に通じていた昔の道路を語り伝える貴重な存在であることに気が付きました。

改めて見た道標の表面中央には参拝礼伊勢参宮記念碑、その両側に四国、西国と刻まれているのは霊場巡拝の記念をも併せたものと思われる。そして、表面の下の方に、横芝停車場、なる東、東金道。又向って左側面には、西、さか田、志ば山、なり田道、右側面には、東、両ごく渡し、八日市は、てうし道、と刻まれています。この案内によって、東金、成東方面や横芝駅に通ずる道路から入って来た道が西と東に岐れた場所があったことがわかります。昔、いいいまして、昭和の始



め頃までは、本町から両国新田を通って於幾に通ずる道路は、現在の様に真直ぐなものではなく、本町から入った道路は排水路に沿っ

て右に折れ、古川の神社の横から来た道と一緒に左に曲り、畑と田圃の中を通過して、芝山方面から両国新田を経て、両国の渡し場に通ずる道路に突当っていたのです。ここは更に、渡し場に往かずに栗山川の堤に抜ける道にも岐れ、変則的な十字路になっていましたが、その十字路の真中に建っ



ていたのがこの道標だったのです。昭和の始め、押尾真澄町長さんの時代に、早害救済事業の一つとして現在の様な真直ぐな道路々線が完成されたのですが、早害救済事業にも携ったという両国新田の実川豊さんは、「道標のことはよく知っています、道路の障害になる、というので取片付けられてから私達も気にはしながら、物件が道案内であるだけに、何処へ建てても良い、という訳にもいかなかった。その中に鈴木さんが自力で保存してくれたんです。私の家にも当時の道路が入った図面がありますし、外の家にもあるかもしれませんが、次第に詳らなくなってしまうと思いますので、あの道標は極めて大切なものだと思います。私はあの道標を見たり、思い出したりする度に、鈴木さんの人柄と

真直ぐな道路完成に骨を折られた押尾真澄町長さんの有難さを忍びます。何といっても曲りくねったひどい道でしたからねそれも道巾も狭く、六尺(1.8m)巾ということになっていたので、田圃路に入ると路肩が崩れたりして、実際には四尺(1.2m)位しか使えない所もあって、人が曳く荷車か、馬の背に振分けで荷を付けて運んだりすることも多かったんです。そうした昔の人々の苦勞を、じつと見つけて建っていたのがあの道標といえますね」と話しておられました。

真直ぐな道路が完成してからも昔の道は残っていて、道標もそのまま建っていました。其後、渡舟場もなくなり、更に町営鹿芥焼却場の設置、廃止、耕地基盤整備等もあって道路巾も一部は拡張され、長い間人々の道案内を勤めてきた道標は「障害」という一語で道端に片付けられ、中には気にされる人々もありましたが、多くの人々からは忘れ去られようとしていたのですが、幸い奇跡な鈴木さんによって現在の場所に移動されて無事な姿を見せてくれている。という訳なのです。

○文中の押尾町長さんは、鳥喰下御出身の名望家で、昭和四年から十二年までと、昭和二十二年から二十五年までの二回町長さんになられた方です。

(本稿取材に当り、古川の鈴木昇さん、両国新田の実川豊さんの御指導と御協力があったことを改めて申添えます。)

文化財審議会委員
小沢春光氏寄稿

森林伐採は 届出が必要です

森林は私たちの貴重な資源です。正しい森林の取扱いを守ってもらうために伐採計画の届出が必要です。

○届出用紙は役場産業課、または山武支庁産業課に備えてあります。

○届出時期は伐採を開始しようとする前90日から30日前に提出してください。

○届出をしないで伐採すると罰せられます。

くわしいことは、役場産業課または山武支庁へお問合せください。

(役場) 21111、山武支庁 04755(4)0228

